

入 札 公 告

建設工事の請負について、下記のとおり事後審査型条件付き一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、この工事は、宇陀市電子入札システム（以下「電子入札システム」といいます。）による電子入札案件です。

令和8年8月6日

宇陀市長 金 剛 一 智

第 1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 工 事 番 号 | 第 08-A023 号 |
| 工 事 名 | 市道除草工事（大宇陀地区） |
| (2) 工 事 場 所 | 宇陀市大宇陀小附地内他 |
| (3) 工 事 概 要 | 除草工一式
対象面積 $A = 13,510 \text{ m}^2$
対象箇所 $N = 14$ 箇所 |
| (4) 工 事 期 間 | 約90日間 |
| (5) 予 定 価 格 | 8,470,000 円（消費税及び地方消費税を含む） |
| (6) 入 札 方 法 | 電子入札〔一般競争入札（事後審査型）を使用〕 |
| (7) 最低制限価格 | 7,498,700 円（消費税及び地方消費税を含む） |

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格

宇陀市建設工事等入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

1 登録業種	土 木
2 宇陀市登録等級	宇陀市内に本店を有する C 等級
3 宇陀市建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要領の規定に基づく入札参加資格停止を受けていない者	
4 施工実績	過去15年以内に竣工した登録業種工事の元請実績を有する者
5 配置技術者に関する条件	次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中1名配置できること。 ①入札説明書 別表の資格を有する者 ②過去15年以内に施工した登録業種に係る工事の従事経験を有する者 ③入札日以前に3カ月以上の雇用関係にある者
6 その他	入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

※入札に参加する資格の無い者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
また、入札参加資格については、事後審査方式のため入札後において、落札候補者から提出された「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「関係書類等」で審査します。

第 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
公告及び入札説明書の交付 (入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和 8 年 8 月 6 日 (木) ～ 令和 8 年 8 月 20 日 (木)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=0620064007200700
設計図書の交付 (入札情報公開システムからダウンロードしてください。)	令和 8 年 8 月 6 日 (木) ～ 令和 8 年 8 月 20 日 (木)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=0620064007200700
設計図書等に関する質問の 受付締切	令和 8 年 8 月 13 日 (木) 午後 1 時まで	FAX 又は E-mail にて受付。 (FAX: 0745-82-3900) (E-mail: soumuk@city.uda.lg.jp)
質問の回答 (入札情報公開システムに掲載いたします。)	令和 8 年 8 月 14 日 (金) 午後 1 時 (予定)	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=0620064007200700
入札書及び工事費内訳書の提出	令和 8 年 8 月 14 日 (金) 午後 1 時～ 令和 8 年 8 月 19 日 (水) 午後 5 時まで	
入札 (開札)	令和 8 年 8 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分	宇陀市役所 3 階 会議室

上記の期間は、宇陀市の休日を定める条例（平成 18 年宇陀市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までは除く。）とする。

なお、電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 00 分から午後 10 時 00 分までです。

第 4 事後審査

入札者のうち、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

開札後、速やかに落札候補者に事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及び審査書類の提出を求め、入札参加資格の確認を行った上で、落札候補者決定日から 3 日以内（休日を除く）に落札者を決定します。

第 5 その他

1. 入札執行回数
入札回数は 1 回とします。
2. 入札保証金及び契約保証金
入札保証金は免除します。

契約保証金は免除します。

3. 入札の無効

第2に定める競争入札に参加する資格のない者がした入札及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札は無効とします。

4. 入札中止条件

この手続執行途中で、入札参加可能者が1者未満となったときあるいは入札時に入札参加者が1者未満となった場合は、その段階で入札手続または入札を中止します。

5. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限または宇陀市建設工事等入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止を受けた場合は、契約を締結しません。

6. 手続における交渉の有無

無し

7. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

無し

8. 事後審査型条件付き一般競争入札における入札の事後公表は、落札者が決定された後に行います。

9. 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。

(1) 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存形式は次の各号のいずれかの方式によらなければならない。

(ア) doc 形式 (Microsoft Word 2016 で読み取りが可能なものに限る。)

(イ) docx 形式 (Microsoft Word 2016 で読み取りが可能なものに限る。)

(ウ) xls 形式 (Microsoft Excel 2016 で読み取りが可能なものに限る。)

(エ)xlsx 形式 (Microsoft Excel 2016 で読み取りが可能なものに限る。)

(オ) pdf 形式 (Adobe Reader バージョン 2025.001.20997 で読み取りが可能なものに限る。)

(2) 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

(3) (1) 及び (2) によらず提出された場合は、提出がないものとみなす。

(4) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染 (以下「ウイルス感染」という。) していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合においては、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

10. その他

詳細は、入札説明書によります。

入 札 説 明 書

宇陀市 総務部 総務課

市道除草工事（大宇陀地区）に係る入札公告に基づく事後審査型条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 公告日 令和 8 年 8 月 6 日

2 契約者 宇陀市長 金 剛 一 智

3 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 番 号 第 08-A023 号
- 工 事 名 市道除草工事（大宇陀地区）
- (2) 工 事 場 所 宇陀市大宇陀小附地内他
- (3) 工 事 概 要 除草工一式
対象面積 $A = 13,510 \text{ m}^2$
対象箇所 $N = 14$ 箇所
- (4) 工 事 期 間 約 90 日間
- (5) 予 定 価 格 8,470,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 入 札 方 法 電子入札〔一般競争入札（事後審査型）を使用〕
- (7) 最低制限価格 7,498,700 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告に定めるもののほか、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条又は第 15 条の規定による入札公告第 2 の表中「登録業種」に対応する建設工事（以下、「登録業種工事」といいます。）の建設業の許可を受けている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 入札公告の日から開札の日までの期間に、宇陀市建設工事等入札参加資格停止措置要領による入札参加資格停止措置（以下、「入札参加資格停止」といいます。）を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかった者とみなします。
- (7) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規程による経営事項審査（以下、「経営事項審査」という。）

が有効期間内にあること。

(8) 施工実績に関する条件

過去 15 年以内に竣工した登録業種工事の元請実績を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、代表者として施工したものにあつては出資比率が 20%以上、その他の構成員として施工したものにあつては 10%以上の場合に限りま

(9) 配置技術者に関する条件

次の条件を満たす技術者をこの工事を行う期間中 1 名配置できること。

- ・別表の資格を有する者
- ・過去 15 年以内に竣工した登録業種に係る工事の従事経験を有する者
- ・入札日以前に 3 カ月以上の雇用関係にある者

5 電子入札に関する事項

- (1) 電子入札システムにおいて、入札書の提出、開札、(くじによる)落札候補者の決定及び同通知書の発行、落札者の決定及び同通知書の発行を行う入札であり、電子入札システムにより入札書の提出ができない場合は、入札に参加できません。
- (2) 電子入札システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札に変更する場合があります。
- (3) ICカードの所有者名は、入札参加資格者本人(法人の場合は、代表者又は委任がある場合は受任者)と同じであることが必要です。万一異なる状態で電子入札に参加した場合、入札が無効となります。

6 入札方法等

- (1) 入札書及び見積根拠資料(以下「入札書等」といいます。)は、電子入札システムにより提出してください。
- (2) くじをする場合に使用するくじ番号を電子入札システムにより提出してください。
- (3) 入札書等は電子入札システムにより入札書受付票が発行されたことをもって提出されたものとします。
- (4) 入札者は、その提出した入札書等を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格(契約額)としますので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (6) 入札執行回数は、1 回とします。

7 入札の無効

4 に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札及び競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の入札、宇陀市契約規則(平成 18 年 1 月 1 日宇陀市規則第 44 号)第 8 条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

8 落札者の決定方法等

- (1) 入札者のうち、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。落札候補者(落札候補順位を含む)については、開札後、電子入札システムにより入札参加者に通知します。

開札後、落札候補者に事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及び審査書類(経審事項・工事施工実績事項・技術者事項の各事項を証する関係書類)の提出を求め、入札参加資格の確認を行った上で、落札候補者決定日から 3 日以内(休日は含まず)に落札者を決定します。

※落札候補者は、落札候補の決定の翌日(休日は含まず)までに、次の書類を総務課に提出し

てください。

- ①建設業許可通知書の写し
- ②経営事項審査結果通知書の写し
- ③施工実績に関する契約書及び設計図書の写し又は、工事概要が記載された工事施工証明又はコリンズ証明（竣工時カルテ受領書）の写し等の登録業種にかかる元請け実績及び配置技術者の従事実績が確認できる書類
- ④資格者証（配置技術者のみ）
- ⑤経歴書（配置技術者及び現場代理人）
- ⑥配置技術者及び現場代理人との雇用関係に関すること（配置技術者は3カ月以上の雇用関係が必要）

次に掲げる書類のうち落札候補者との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるものの何れか1部

- ・「監理技術者資格者証」の写し
 - ・「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し
 - ・「事業所別被保険者台帳照会」の写し
 - ・「住民税特別徴収税額の通知書（又は住民税特別徴収税額の変更通知書）」の写し
 - ・「所得税の確定申告書」の写し
 - ・「源泉徴収票」の写し
 - ・雇用証明書等の写し（任意様式）
 - ・その他配置技術者及び現場代理人との雇用関係を認めることのできる書類
- (2) 落札者については、電子入札システムにより入札参加者に通知します。
- (3) 開札の結果、落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、落札候補者決定を保留し、くじで落札候補者を決定します。くじは、電子入札システムにより行います。

9 技術者の配置

落札者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書に記載された配置予定技術者を当該工事の現場に配置するものとします。

工事の施工にあたって、資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病床、死亡、退職等の特別な場合に限ります。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
要します。
- (2) 見積根拠資料に関する事項
 - ① 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した見積根拠資料（工事費内訳書）の提出を求めます。
 - ② 見積根拠資料（工事費内訳書）は、示された全項目に金額を明示し、工事番号、工事名、工事場所、及び住所・会社名・代表者名を記載し、記名が必要です。
 - ③ 見積根拠資料（工事費内訳書）は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記の場合の入札書は失格となりますので、間違いのないように作成して下さい。
 - (ア) 見積根拠資料（工事費内訳書）を提出しない場合
 - (イ) 見積根拠資料（工事費内訳書）の「入札書又は見積書記載金額」欄に記載される額が「入札書」に記載されている額と一致していない場合
 - (ウ) 見積根拠資料（工事費内訳書）の「工事番号」・「工事名」等の内容と、「入札書」に記載されている内容が一致していない場合
 - (エ) 見積根拠資料（工事費内訳書）において各工種の計算が異なっている場合又それぞれの積み上げ計算が間違っている場合
 - (オ) 見積根拠資料（工事費内訳書）において工種ごとの一式金額・直接工事費計・共通仮設費・現場管理費・一般管理費の各項目の金額を記載していない場合

1 1. 入札に関する問い合わせ先

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17-3
 宇陀市役所 総務部 総務課
 電話 0745-82-1302

1 2. 電子入札システム及び入札情報サービスシステムに関する問い合わせ先

株式会社日立システムズ
 電話 0570-021-777 (電子入札総合ヘルプデスク)
 受付時間 午前9時から午後5時30分まで (正午から午後1時までを除きます。)

別 表

工事業種	配置技術者の資格 (いずれかに該当すること)
土木工事	①土木工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26条)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。以下同じ。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。以下同じ。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含む。以下同じ。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下同じ。)都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を修めた者 ②土木工事に関し10年以上実務の経験を有する者 ③土木工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後5年以上又は専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者 ④建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 ⑤技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)に合格した者 ⑥これらと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認める者